

宮津市立小中学校施設照明LED化事業 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は「宮津市立小中学校施設照明LED化推進事業」に適用する。

2 履行場所

別紙1の通り

3 業務内容

- (1) LED照明器具等の調達（取替に必要な部品を含む）
別紙2「照明器具リスト」を満たした機器を調達する。
- (2) LED照明器具等の取替
本仕様書中の「照明器具等の取替」に基づいて作業
- (3) 更新にかかる廃棄処理等
既設照明器具の不要な機器の撤去及び処分、調達した機器等の設置時に取り外した機器等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適切に撤去及び処分する。
- (4) LED照明器具等の維持管理（賃貸借契約期間中）
障害発生時に緊急対応できる保守対応窓口を設けること。
- (5) その他
個々の機器の設置が完了した時点から使用の開始を認め、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合、本施工に起因する障害である場合においては受注者の責において修復することとする。
- (6) 取替期間
令和8年6月1日から令和9年1月31日まで
- (7) 賃貸借期間
令和9年2月1日から令和19年1月31日まで（120箇月）
- (8) 賃貸借期間終了後、宮津市へ無償譲渡するものとする。
- (9) 万一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。
- (10) 感染防止の観点から現場説明は実施しないこととする。入札に参加を希望する者は、別紙2「照明器具リスト」により、既設照明器具等の設置状況の確認を行うこと。

4 対象照明器具

別紙2「照明器具リスト」のとおり

照明器具の仕様等

- ア 照明器具等は、すべて新品とする。
- イ 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- ウ 照明器具等は、種類ごとに同一メーカーで統一すること
- エ 照明器具等は、IS09001（品質）の認証取得工場で製造された製品とすること。
- オ 照明器具等は、IS014001（環境）の認証取得工場で製造された製品とすること。
- カ LED照明器具の定格光束、定格消費電力、交換方式は別紙2「照明器具リスト」に示す性能を有する照明を調達すること。性能を満たさないLED照明器具での入札及び設置は認めないものとする。同等品として、下記（キ）を満たし、光束値(1m)は規定数値以上かつ消費電力(W)は規定数値以下の製品は認める。
- キ 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること）
- ク 筐体の材質については難燃材であること。

賃貸借契約開始後に仕様を満たさない製品である事が発覚し、宮津市より指摘等があった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。(取替中に係る電気代の支払いについては、別途協議するものとする。)

5 LED 直管ランプ

- ア G13 口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
- イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。なお、安定器は残置とする。
- エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。

6 高天井形

- ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- イ 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
- ウ 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は、撤去すること。
- エ 光源（LED）寿命は、点灯時間 60,000 時間(光源維持率 85%)以上の製品とすること。
- オ 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

7 無線調光調色

別紙 2「照明器具リスト」の「備考」に無線調光調色と記載のある製品に関して、以下の仕様を満たすものとする。

- ア 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチおよび汎用タブレットによるものとし、照明設備直下ではなく、体育館アリーナ端部から操作可能なものとする。
※リモコンによる操作は不可とする。
- イ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15m 以上とする。
- ウ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を確保する観点から専用電源方式とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること。なお、コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの使用を可とする。
- エ 使用周波数は、2.4GHz 帯とする。
- オ 混線を避けるため、使用する無線チャンネルは変更可能であることとする。

8 同等品確認申請

参考品以外での入札参加および納入を希望する者は、質問受付期間内に、別紙 3「同等品申請書」へ申請する製品の品番・光束（lm）・消費電力（W ※100V 時）を記載の上、同等品として性能を証明できるカタログもしくは仕様図を併せて宮津市に提出し、質疑回答による承認を得た製品を同等品として認める。質問受付期間及び上記申請方法以外での同等品確認申請については認めないものとする。

9 照明器具等の取替

- (1) 施工にあたっては、令和 8 年度宮津市建設工事指名競争入札参加資格登録業者（以下「入札参加名簿」という。）の「電気工事」に登録されている業者を 1 者以上含めた体制で実施すること。
- (2) 契約後、必要書類を速やかに作成し、宮津市に提出し、施工方法等について協議すること。
- (3) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに宮津市へ報告し協議するものとする。
- (4) 取替に使用する雑材はすべて新品とする。
- (5) 取替にあたっての安全管理については、宮津市と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその近辺の安全確保に必要な措置を講ずること。

- (6) 取替において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (7) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に宮津市と調整し、事故及び紛争を防止すること。
- (8) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、事前に宮津市の承諾を得ること。
- (9) 作業中、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の宮津市敷地内における必要な場所の確保については、事前に宮津市の承諾を得ること。
- (10) 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。
- (11) 施工着手にあたって、受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、次に掲げる条件を準書するとともに市が指定する様式を着手日までに提出し、承認を得なければならない。施工にあたっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事としての建設業の許可を受けていること。
- (12) 取替期間中は施設管理者と日程調整を行い、施設運営に支障のないよう作業工程、作業方法に配慮するものとする。
- (13) 作業時間帯の決定にあたっては、宮津市の指示に従うこと。
- (14) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (15) 取替を行った照明は、本契約に基づく賃貸借物件であることが一目で分かるよう、支障のない箇所にシール等を貼り付けること。
- (16) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (17) 取替の前後に当該照明回路の絶縁抵抗値測定を実施し、作業による抵抗値の異常な低下等がないことを書面にて報告すること。
- (18) 取替前後の照度測定を実施し、施設運営に支障のない照度であることを書面にて報告すること。
- (19) 施工日時は、各施設の運営を加味し、宮津市と協議のうえ、施工すること。
- (20) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物マニフェストの写しを提出すること。なお、PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについては別途宮津市と協議するものとする。
- (21) 本仕様に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (22) 劣化しているソケット、電線については交換し、必要であれば転落防止措置を施す等十分安全性を考慮した方法にて設置すること。
- (23) 取替に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- (24) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、宮津市と協議すること。

10 既存照明器具機器等の取り外し及び集積

- (1) 受注者は、既存照明機器等の取り外しを丁寧に行い、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように指定場所へ集積した後、シート等を用意し養生すること。
- (2) PCB含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに宮津市に報告するものとし、その後の対応については、宮津市の指示に従うものとする。

11 物品の保守等

- (1) 保守、点検、修繕、不点灯による取替、その他アフターサービスについて、宮津市建設工事指名競争入札参加資格登録業者（以下「入札参加名簿」という。）の「電気工事」に登録されている業者を1者以上含めた体制により、迅速に対応すること。
- (2) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。
保証期間経過後の保守費用は宮津市の負担とする。ただし非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内における保守とする。

- (3) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者が対応するものとし、対応方法に関しては別途協議とする。
- (4) 不具合の申し出を受けて現地確認に伺った際、当不具合が本事業に起因しない場合において、本事業に起因しないことの特定については受注者の責任の範疇とする。ただし、本事業に起因しないことを特定した後、その修繕にあたって宮津市の責任の範疇で行うものとする。
- (5) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を宮津市へ提出すること。
- (6) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。

12 物品の移動等

- (1) 宮津市が照明器具の設置箇所を変更するときは、宮津市の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は宮津市に提供するものとする。

13 提出書類

受注者は取替にあたり、以下の書類を宮津市に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	作業着工前
2	実施工程表	作業着工前
3	機器構成一覧表	作業着工前
4	機器仕様書	検査時
5	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	アフターフォロー体制表	検査時

14 その他

- (1) 資材調達の遅延等の事情により、業務に遅延が発生する場合、受注者は速やかに宮津市に申し出ること。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて宮津市と受注者が協議して定めるものとする。